

遠距離大学等通学費貸与事業 利用の手引き

H28.4.1 静岡市
(H31.3.1 改定)
(R2.1.31 改定)
(R2.3.1 改定)

《 事業の目的 》

静岡市は、他の同規模の都市に比べ大学等の定員が少なく、多くの学生が首都圏を主とした県外に進学しているという特徴があります。

県外でアパートなどを借りて暮らすことは、地元と関わる機会を必然的に奪い、地元へ戻って就職する学生が減少する理由のひとつとして考えられます。

そこで、県外の大学等に進学した学生に対して新幹線通学の費用の一部を貸与することにより、若者が市内で生活し、ご家族や友人、地元の企業、地域社会と関わる機会を増やすことで地元での就職を促し、若者の定住と、地域社会や産業を支える人材確保を図ることが本事業の目的です。



1 対象者

次に掲げる項目に、すべてあてはまる人が対象です。なお、既に在学している人（申請時点で修学期間中に限る。）も対象となります。

- ① 市内に住所を有すること（静岡市内に住民票を登録している者であること）
- ② ①の住所から静岡県外の大学等（大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程）のいずれか）に新幹線通学定期券を利用して通学していること（通信制は対象外です。）
- ③ 申請時点で30歳未満であること

2 貸与の対象となる経費

- 新幹線通学定期券の購入に要した経費が対象です。
- 貸与額は、1か月当たりの新幹線通学定期代の3分の1以内（上限3万円）です。（1000円未満切捨）
- 資金の貸与期間は、貸与決定してから通学している大学等の正規の修学期間に限ります。

3 資金の返還 <卒業後に免除の手続を行わない方及び退学した方が該当>

- 次のいずれかに該当する場合、貸与金の返還が始まります。
 - ① 大学等を卒業した翌月
 - ② 貸与の決定が取り消された日
- 返還期間は貸与期間の月数に2を乗じて得た期間（最長8年）となります。
- 返還方法は「月賦」、「半年賦」、「年賦」が選べます。（一括でも可）

4 返還の免除

- 次のいずれかに該当する場合、貸与金の全部又はその一部の返還が免除されます。
なお、必要な手続きを取らない場合は免除とならず、返還を行う必要があります。
 - ① 資金の貸与を受けた者が返還完了前に亡くなられたとき
 - ② 資金の貸与を受けた者が卒業後、静岡市の市民税の所得割を完納したとき
- ※ 一度返還した貸与金は、減免の対象になりません。



遠距離大学等通学費貸与事業 申請後の手続について

1 貸与決定後、在学中の提出書類等

次の項目に該当する場合、速やかに次の書類を提出してください。

	項目	時期	提出書類
全 員	貸与決定されたとき	1 ヶ月 以内	誓約書、相手方登録書（貸与金振込先の口座登録書）など
	新幹線通学定期券を更新したとき		更新後の新幹線通学定期券の写し
	進級したとき		在学証明書（新年度分）
	卒業したとき	15 日 以内	遠距離大学等通学にかかる届出書（様式第5号） 借用証書（様式第8号） 遠距離大学等通学費返還明細書（様式第9号）
該 当 者	留学、休学、復学をしたとき	1 ヶ月 以内	遠距離大学等通学にかかる届出書（様式第5号）
	本人、保護者、連帯保証人の身分、住所等その他重要事項に異動があったとき		遠距離大学等通学にかかる届出書（様式第5号） 変更が分かる書類（住民票の写し等）
	本人の氏名、住所、振込口座が変更したとき		遠距離大学等通学にかかる届出書（様式第5号） 相手方登録変更申請書
	本人が死亡したとき		死亡届出書（様式第6号）、戸籍抄本
	退学したとき （※提出後、返還手続を行います）		遠距離大学等通学費届出書（様式第5号）、 借用証書（様式第8号） 遠距離大学等通学費返還明細書（様式第9号）、 退学証明書
	貸与の取消、30歳に到達した場合等、卒業以外で貸与期間が満了したとき	15 日 以内	遠距離大学等通学費届出書（様式第5号）、借用証書（様式第8号）、遠距離大学等通学費返還明細書（様式第9号）

2 貸与期間終了後の提出書類等 <卒業、退学した方いずれも該当>

返還猶予、返還免除を申請する場合は、次の書類を提出してください。

項目	提出書類
返還猶予を申請するとき	遠距離大学等通学費返還猶予申請書（様式第12号）
返還免除を申請するとき	遠距離大学等通学費返還免除申請書（様式第10号）

- ◎ 疾病、返還の準備期間を設ける場合など（期間は企画課へご相談ください※概ね半年）、返還を猶予することができます。ただし、市が猶予するに足らない理由であると判断した場合は、猶予せずに返還をお願いすることがあります。※具体的な例（猶予期間）：返還の準備期間（半年間）、大学院等に進学、留学（修学期間）
- ◎ 返還免除の申請をするには、市民税の所得割を完納している必要があります。なお、市民税は前年1年間の所得に対して課税されるため、単純に返還期間に相当する月数に市内に居住していれば免除されるものではありません。※卒業後、すぐに就職し、一定の収入がある場合、はじめての免除の申請は3年目の6月頃となります。

定期券について ※重要※定期券の写し以外は、貸与を行いません。

- 対象となる定期券は新幹線通学定期券に限ります。（領収証や決済の控えは認めません。）
- 新幹線区間の前後に在来線区間がある場合、新幹線利用区間に相当する費用のみが対象です。
- 2回目以降の更新時の定期券の写しは、その定期券の有効期間末日の前後1か月の間に必ず提出してください。なお、卒業年度の2～3月に購入した定期券は、3月上旬までに必ず提出してください。
- 2回目以降は、更新した定期券の写しが提出された後に貸与額をお支払いします。
- 提出した用紙は、必ず控えを保存ください。

新幹線通学費貸与事業 総合Q&A

[1 誓約書、相手方登録申請書(口座振込依頼書)関係]

Q1-1. 連帯保証人は、保護者と同一でもいいですか？

A1-1. 申請者の保護者(両親等)は連帯保証人とすることはできません。ただし、生計が一でない場合はその限りではありません。

Q1-2. 連帯保証人は、同居している申請者の祖父母や社会人の兄弟でもいいですか？

A1-2. 生計が一の場合は、連帯保証人とすることはできません。不動産賃貸収入等、他の収入があり、生計が別の場合はその限りではありません。

Q1-3. 連帯保証人は、親戚や友人でもいいですか？

A1-3. 独立生計を営む方であれば、連帯保証人とすることができます。

Q1-4. 連帯保証人を定めることができず誓約書を提出することができません。貸与期間が終了するまでに提出すればいいですか？

A1-4. 誓約書は、貸与決定後速やかに提出してください。誓約書の提出が確認できた後に支払いを開始します。

なお、誓約書の提出が著しく遅延する場合、誓約書提出以前に利用された通学定期券に対する貸与は行わず、貸与を取消す場合があります。

※連帯保証人が決まらない等、事業を辞退する場合、必ず連絡してください。

Q1-5. 振込先口座は、貯蓄預金でもいいですか？

A1-5. 貯蓄預金は利用できません。普通預金(総合口座預金)のみ登録することができます。

Q1-6. 振込先口座は、申請者名義以外でもいいですか？

A1-6. 登録する振込口座は申請者本人名義のみとなります。

[2 貸与について]

Q2-1. 複数の交通手段を合わせて通学することも可能ですか？

A2-1. 可能です。ただし、貸与の対象となるのは、通学定期券の新幹線区間にかかる費用のみとなります。

Q2-2. 回数券などでの通学は対象となりますか？

A2-2. なりません。新幹線通学定期券のみが対象となります。

Q2-3. 市域の周縁部に住んでおり、市外の駅から通学するのですが、対象となりますか？

A2-3. 市内に居住していれば、地理的な事情から発着駅が市外になる場合であっても対象になります。

Q2-4. 申請後、どのくらいの期間で貸与額が振り込まれますか？

A2-4. 貸与決定後、利用者から送付された誓約書、相手方申請書（支払先の口座登録書）などの確認が取れた後に振り込みます。誓約書などの提出後、1か月から2か月程度の期間を見込んでいます。

※貸与決定通知書は4月以降に送付します。

Q2-5. 更新した定期券を提出しましたが、まだ振り込まれません。

A2-5. 更新定期券を受理後、振込に係る手続きを行います。受理してから振込まで1か月程度の期間を見込んでいます。新規申請の重なる4月前後については、手続きに時間を要する場合があります。

Q2-6. 使用していた定期券の写しを取らずに更新してしまいました。提出し忘れた期間分を貸与してもらうことはできますか？

A2-6. 市では、利用者本人が、貸与決定期間中、申請した新幹線乗車区間の通学定期券を購入したことがわかる資料（通学定期券の写し）を基に貸与金を支払います。通学定期券の写しがないと貸与することができません。購入された通学定期券は必ず写しを取るようしてください。

※新幹線区間が明記された通学定期券以外は貸与しません。

Q2-7. 通学定期券の写しは、年度末などにまとめて提出すればよいですか？

A2-7. 更新した通学定期券は、更新した都度、有効期間末日の前後1か月以内に必ず提出して下さい。

※有効期間から著しく時間の経過した定期券は貸与しません。

Q2-8. 通信制の大学等に入学しました。夏季などの長期休暇時に1か月間通学しますが、貸与の対象になりますか。

A2-8. 通信制につきましては、貸与の対象としておりません。

Q2-9. 貸与期間中に留学する場合や、留年してしまった場合はどうなりますか？

A2-9. 貸与決定してから正規の修学期間を超える期間分は、貸与しません。

Q2-10. 夏休み期間など長期休学期間中に定期券を利用しなかったため、毎年の貸与期間は10か月分でした。留年してしまったため、5年目に差となる期間を利用できますか？

A2-10. できません。貸与は貸与決定してから正規の修学期間のみ受けることができます。

Q2-11. 貸与期間中に誕生日を迎え、30歳になります。貸与してもらえますか。

A2-11. 30歳となる誕生月の前月までに購入した定期代の分まで貸与します。30歳を迎えた以降に購入した定期券は貸与しません。なお、貸与期間終了後、在学中であっても速やかに貸与終了の手続きをしてください。

- Q2-12. 短期大学を卒業し、4年制大学に編入することになりました。引き続き制度を利用したいのですが、貸与は受けられますか？
- A2-12. 短期大学在学中に利用した制度の貸与終了後の手続きを行い、並行して新たに貸与申請をしてください。
- Q2-13. 大学1年生の時と4年生の時に貸与を受けましたが、貸与期間は何年になりますか？
- A2-13. 4年間の貸与を受けたと見なします。途中で貸与を受けない場合も、継続して貸与期間となる為、貸与決定してから卒業までの正規の修学期間全期間が貸与期間となります。
- Q2-14. Q2-13のようなケースの場合、大学2年生の時と3年生の時は、在学証明書の提出は必要ですか？
- A2-14. 必要です。途中で貸与を受けない期間がある場合も、新年度ごとに在学証明書を提出してください。
- Q2-15. 申請書に記載した予定と異なる定期券の更新等(1ヶ月定期で申請していたが3ヶ月定期を購入)を行った場合、変更届の提出や修正が必要ですか？
- A2-15. 必要ありません。購入の仕方が流動的になることも前提としていますので、更新された定期券の提出により区間、利用期間等を確認します。ただし、通学している校舎が変更したことにより新幹線乗車区間が変更する場合、市まで連絡してください。
- Q2-16. 貸与期間中ですが転出して学校付近に物件を借りて生活することになりました。今後、どうなりますか。
- A2-16. 貸与取消をするとともに、これまでの貸与金を返還していただきます。転出する前に一度、市まで御連絡下さい。
- Q2-17. 中途退学して地元就職した場合、貸与額は免除されますか？
- A2-17. 免除されません。卒業することが条件となります。
- Q2-18. 貸与期間を設定することはできますか。
- A2-18. 貸与期間は申請時から卒業予定月までとしています。

[3 貸与金の免除について]

- Q3-1. 就職先の源泉徴収等(特別徴収)により市民税を納めていますが、完納を証明する為にはどうすればいいですか？
- A3-1. 市民税の納税証明書を取得してください。特別徴収の場合、6月頃から新年度の課税が開始されますので、6月以降に前年度の市民税の所得割完納を証明することができます。
- Q3-2. 地元就職をして1年経過しているのに、6月以降でも納税証明書を取得できませんでした。
- A3-2. 市民税の所得割は前年度所得を基準に課税されるものです。前年度所得がない場合は課税されません。
- ※ 大学等卒業直後から継続して就労している場合、通常、就職した2年目の6月以降に課税されるようになります。よって、就職して3年目の6月以降に初めて納税証明書を取得することができます。
- Q3-3. 地元就職を希望して市内に本社がある企業に就職しましたが、勤務地が県外となり転出することになりました。返還しなければなりませんか？
- A3-3. 返還していただく必要があります。将来、静岡市に転入する見込みがある場合、返還猶予を申請してください。内容を審査し、返還を猶予する場合があります。将来、静岡市に転入した際に免除の対象となります。なお、一定期間猶予した結果、市が転入する見込みがないと判断した場合、返還を命ずることがあります。
- Q3-4. 勤務地が県外のため、市外に転出し、返還していましたが、転職し、市内に勤務するためUターンしました。すでに返還した分は還付してもらえますか？
- A3-4. すでに返還した貸与金は還付することはできません。返還対象となる貸与金の残額があり、市民税の所得割を完納する見込みがある場合、返還猶予及び返還免除を申請してください。完納確認後、免除対象となります。
- Q3-5. Uターン転職するため、1月1日以降に転入しました。転職した初年度は市民税の所得割を完納したことになるでしょうか？
- A3-5. なりません。市民税は1月1日時点で住民票のある自治体に1年間納付することとなります。
- Q3-6. 2年間貸与した場合、4年間分の所得割を納税した後に1度だけ申請すればよいですか？
- A3-6. 免除申請は、市民税の所得割を完納した都度申請してください。上記のケースでは、合計4回免除申請し、免除の決定を受けることで貸与総額が免除されることとなります。なお、A3-2※のとおり、初めて納税証明書を取得するまでに一定期間市に居住することが必要であるため、単純に貸与期間の2倍の期間、市に居住していればよいものではありません。(ここでいう居住するとは、「静岡市に住民票を登録している」ことを指します。)
- Q3-7. 市民税の所得割を完納したことにより一部免除を受けましたが、確定申告や免除による税金支払は必要ですか？
- A3-7. 1年間の最大免除金額は非課税枠の範囲内ですが、申請者のその他の収支状況により確定申告が必要となることや課税対象となることがあります。

[4 返還期間]

Q4-1. 返還期間が「貸与期間の2倍の期間内」とはどういうことですか？

A4-1. 例えば、貸与期間が1年間の場合、2年間で返還すればよいということです。

Q4-2. 貸与金に利子は課されますか？

A4-2. 利子は課しません。ただし、延滞した場合は、利子が課されることがあります。

[5 その他]

Q5-1. 進級したことで通学する校舎が変更し、新幹線通学区間が変更しました。なにか手続きは必要ですか。

A5-1. 新しい通学区間を市まで届出をしてください。通学区間のほか、お住まいや連帯保証人など、申請時点と状況が変わった場合は、必ず市まで届出をして下さい。

Q5-2. この事業はいつまで続きますか？

A5-2. 今後の効果を検証し、その結果に基づき対応を変更する場合があります。